

## 〇〇市が実施した実態調査で把握した空家等のスクリーニング調査基準

この基準は、〇〇市空家等対策計画（以下「計画」という。）「三 空家等の調査に関する事項 【一】所有者等を把握するための調査 （四）空家等が周辺に及ぼしている悪影響の内容及びその程度」で別途定めることとした、基準について定めるものです。

用語の定義は、計画と同様とします。

### 1. 法第2条第1項に規定する「空家等」への該当

「居住その他の使用がなされていないこと」とは、人の居住や店舗として使用するなど建築物として現に意図をもって使用していないことをいいます。

「常態である」とは、居住その他の使用がなされていないことが長期間にわたって継続している状態であることを意味していますが、概ね年間を通して建築物等の使用実態がないことを基準とします。

（参照条文）

この法律において「空家等」とは、建築物又はこれに附属する工作物であつて居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地（立木その他の土地に定着した物を含む。）をいう。（以下略）

### 2. 法第2条第2項に規定する「特定空家等」への該当の可能性がある空家等 ガイドライン〔別紙1〕～〔別紙4〕に示された基準とします。

「特定空家等」への該当の判断は、計画「六 特定空家等に対する措置その他の特定空家等への対処に関する事項」に記載したとおり、協議会において協議した後市長が判断します。

（参照条文）

この法律において「特定空家等」とは、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態その他周辺的生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空家等をいう。